

Intellectual Property

Newsletter No.118

Contents

特許侵害

控訴審で新たに主張した進歩性の欠如を理由とする 無効の抗弁が認められた事例

知財高裁(3部) 令和8年8月18日判決〔ランプ事件〕

審決取消

拒絶査定不服審判における手続違背を理由に審決が取り消された事例

知財高裁(4部) 令和8年7月8日判決〔二酸化炭素電気化学還元方法事件〕

商標

商標法4条1項7号に定める「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」 に該当すると判断した事例

知財高裁(2部) 令和8年7月27日判決〔Alphacool事件〕

著作権

輸入販売業者の過失が認定された事例

大阪地裁(21部) 令和8年7月30日判決〔足袋型ソックス事件〕

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

特許侵害

控訴審で新たに主張した進歩性の欠如を理由とする無効の抗弁が認められた事例

知財高裁(3部)令和8年8月18日判決(令和7年(ネ)第10070号)裁判所ウェブサイト
〔ランプ事件〕



小山 隆史

PROFILE [はこちら](#)

1 事案の概要

本件は、発明の名称を「ランプ」とする2つの特許(特許第6944719号「本件特許1」及び特許第7227646号「本件特許2」)に係る特許権(「本件特許権1」及び「本件特許権2」)を有するX(原告・被控訴人)が、Y(被告・控訴人)が製造、販売するY製品(航空機進入用閃光灯の発光部)は、本件特許1の特許請求の範囲の請求項1に係る発明(「本件発明1-1」)及び請求項12に係る発明(「本件発明1-2」)、並びに本件特許2の特許請求の範囲の請求項1に係る発明(「本件発明2-1」)及び請求項7に係る発明(「本件発明2-2」)の技術的範囲に属するものであり、本件特許権1又は本件特許権2を侵害すると主張して、Yに対し、Y製品の製造、販売等の差止め並びに廃棄を求めた事案です。

原審は、Y製品は、本件発明1-1の技術的範囲に属するものであり、本件発明1-1に係る特許は、特許無効審判により無効にされるべきものとは認められないとして、Xの請求をいずれも認容したため、Yがその取消しを求めて控訴を提起しました。

裁判所は、控訴審においてYが新たに主張した、乙10公報(特開2015-69708公報)に記載された発明(「乙10発明」)に基づく、本件各発明の進歩性について判断を示しているため、本稿では、そのうち本件発明1-1に係る進歩性についての判断をご紹介します¹。

本件発明1-1は以下のとおりです。

【請求項1】

- 1A 光源であるLEDモジュールと、
- 1B 熱移送手段と、
- 1C 配光手段としての筒状リフレクタと、

- 1D 開口部を有する筐体と、
- 1E 光透過性カバーとを含み、
- 1F 前記LEDモジュールは、複数のLEDと、前記複数のLEDを実装する実装面を有するLED基板とを含み、
- 1G 前記筒状リフレクタは、その軸方向が前記LEDモジュールに対し垂直で、かつ、前記LEDモジュールの光照射側に配置され、
- 1H 前記筐体の内部に、前記LEDモジュールおよび前記筒状リフレクタが配置され、
- 1I 前記筐体の開口に、前記光透過性カバーが配置され、
- 1J 前記LEDモジュールは、前記筐体内において、前記筐体と離れて配置され、
- 1K 前記熱移送手段は、前記LEDモジュールの熱を前記筐体に放熱できるように配置され、
- 1L ランプ。

2 裁判所の判断

裁判所は、本件発明1-1について、乙10発明に基づく進歩性欠如の無効の主張に関し、一致点及び相違点を以下のとおり認定しました。

(一致点)光源であるLEDモジュールと、熱移送手段と、配光手段としての筒状リフレクタと、開口部を有する筐体とを含み、前記LEDモジュールは、LEDと、前記LEDを実装する実装面を有するLED基板とを含み、前記筒状リフレクタは、その軸方向が前記LEDモジュールに対し垂直で、かつ、前記LEDモジュールの光照射側に配置される部分を含み、前記筐体の内部に、前記LEDモジュールおよび前記筒状リフレクタが配置され、前記LEDモジュールは、前記

¹ 本件裁判の口頭弁論終結時において、特許庁は、Yが申し立てた本件特許1及び本件特許2に係る各特許無効審判請求について審決をしておらず、当該請求の手續においてXが求めた各訂正の諾否についても判断していません。なお、訂正後の本件発明1-1には、「1B-1 前記熱移送手段は、熱伝導素材で形成された熱伝導部材であることを特徴とする、」との構成要件が、「1L ランプ。」の前に付加されています。

[次ページへ続く](#) ▼

筐体内において、前記筐体と離れて配置され、前記熱移送手段は、前記LEDモジュールの熱を前記筐体に放熱できるように配置されている、ランプ。

(相違点10-1) 本件発明1-1は、構成要件1E「光透過性カバー」を含み、構成要件1I「前記筐体の開口に、前記光透過性カバーが配置され」るのに対し、乙10発明は、光透過性カバーを有していない点。

(相違点10-2) LEDモジュールに関し、本件発明1-1は、構成要件1F「複数のLEDと、前記複数のLEDを実装する実装面を有するLED基板とを含」むのに対し、乙10発明は、LEDが複数であるか不明な点。

(相違点10-3) 筒状リフレクタに関し、本件発明1-1は、LEDモジュールの構成要件1G「光照射側に配置され」るのに対し、乙10発明は、LEDモジュールの「光照射側に配置される部分を含」む点。

その上で、裁判所は、要旨以下のとおり、判断しました。

(1) 相違点10-1について

- ・乙12公報(特開2014-235820公報)には、屋外又は屋内の各種の照明に用いられる照明器具において、筐体の出射口を覆う透光性部材である前面カバーを設けることが記載されている。
- ・そして、乙10発明は、「飛行機を滑走路に誘導するための進入灯及び閃光灯等としても利用できる照明装置。」であるところ、屋外用の照明装置において、筐体内への風雨や塵埃等の進入を防止すべく、カバーを設けることは自明な課題というべきであるから、乙10発明において、風雨や塵埃の進入を防止すべく、乙12公報に記載された「光透過性である前面カバー」を適用し、相違点10-1に係る本件発明1-1の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことであると認められる。

(2) 相違点10-2について

- ・乙12公報には、光源モジュールとして、多数のLEDをLED基板の上に密集配置して平面視略円形(四角形も

有り得る)の面状の発光部を形成したチップオンボード(COB)構造の発光デバイスであるCOB型LEDを用いることが記載されている。

- ・そして、乙10発明と乙12公報の上記記載事項とは、LED照明装置という共通の技術分野に属し、光源という作用、機能も共通するから、乙10発明の発光素子基板として、乙12公報に記載された、多数のLEDをLED基板の上に密集配置したCOB型LEDを採用し、相違点10-2に係る本件発明1-1の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことであると認められる。

(3) 相違点10-3について

- ・筒状リフレクタに関し、乙10発明は、LEDモジュールの構成10g「光照射側に配置される部分を含む」から、少なくとも当該部分をもって、光照射側に配置されているといえる。したがって、相違点10-3は実質的な相違点とはいえない。
- ・仮に相違点10-3が実質的な相違点であるとしても、乙12公報には、ベースプレートにCOB型LEDを取り付けるとともに、ベースプレートの表面に反射鏡固定具を固定し、反射鏡を反射鏡固定具に取付固定すること、すなわち、反射鏡を、COB型LEDの光照射側に配置することが記載されている。
- ・そして、乙10発明と乙12公報の上記記載事項とは、LED照明装置という共通の技術分野に属し、乙10発明のリフレクタと乙12公報記載の反射鏡とは、LEDの光を筐体の一端側に反射するという共通の作用、機能を奏するものであるから、乙10発明のリフレクタに換えて、乙12公報に記載された「反射鏡を、COB型LEDの光照射側に配置する構成」とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(4) 小括

- ・以上のとおり、本件発明1-1と乙10発明との相違点に係る本件発明1-1の構成は、いずれも、当業者において容

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

易に想到し得たものである。そして、上記の相違点に係る本件発明1-1の効果については、当業者の予測を超えるものであったことを窺わせるような事情はなく、当業者が予測し得た程度のものであると認められる。したがって、本件発明1-1は、乙10発明及び乙12公報に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであって、進歩性を欠き、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないものである。

3 コメント

裁判所は、上記のとおり、本件発明1-1は進歩性を欠くため、本件発明1-1に係る特許は無効とされるべきものと判断しました。また、裁判所は、本件発明1-2、2-1、2-2についても同様に進歩性欠如を理由として無効とされるべきものと判断したため、Xは本件各特許権を行使することはできないとして、原判決を取り消し、Xの請求を棄却しました（上記無効理由は訂正によっても解消しないとして、Xの訂正の再抗弁も認めませんでした。）。

本判決は、進歩性の有無に関する事例判断ですが、乙10発明に基づく進歩性欠如の無効の抗弁は控訴審において新たに主張されたものであり、乙12公報も控訴審で新たに提出されたものと思われます。裁判所は控訴審におけるYの新しい主張を認めることで原判決の結論を覆しており、本判決は控訴審レベルでの主張立証活動の重要性を示すものと言えます。なお、Xは、乙10発明に基づくYの進歩性欠如の無効の抗弁主張について、審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものであるとして却下を申し立てましたが、裁判所は、Yの主張は原判決を踏まえて控訴理由書においてなされていることを理由に、当該申立てを却下しています。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

拒絶査定不服審判における手続違背を理由に審決が取り消された事例

知財高裁(4部)令和8年7月8日判決(令和7年(行ケ)第10081号)裁判所ウェブサイト
〔二酸化炭素電気化学還元方法事件〕



松井 鴻

PROFILE [はこちら](#)

1 事案の概要

本件は、発明の名称を「二酸化炭素を電気化学還元する方法」とする特許出願(特願2020-546445号)に係る拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟です。

審査において、審査官は引用文献1中の「炭酸ナトリウム溶液」又は「アルコールアミン溶液」が本願発明の「吸収剤」に相当するとの認定に基づき、新規性欠如により、拒絶査定をしました。原告はこれを不服として審判を請求するとともに、当該拒絶理由の解消を目的とした補正を行いました。しかし、審決は、拒絶査定とは異なり、同じ引用文献1中の「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」が本願発明の「吸収剤」に相当するとの新たな認定に基づき、新規性欠如により、本願を拒絶すべきと判断しました。この審決においては、原告に対し上記新たな認定に基づく拒絶理由の通知及び意見書提出の機会是与えられませんでした。

2 争点

主たる争点は、審決が拒絶査定とは異なる物質を「吸収剤」として認定して本願を拒絶したことが、特許法159条2項の「査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合」に該当し、同条項及び50条に基づく拒絶理由通知及び意見書提出の機会の付与が必要であったか否かです。

被告(特許庁長官)は、①拒絶査定も審決も引用文献1の同一の実施例に基づく同じ引用発明を用いて新規性欠如を判断したものであり拒絶の理由は同一である、②拒絶理由通知書の記載から「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」が「吸収剤」に相当し得ると理解できたはずであるなどと反論しました。

3 判旨

裁判所は以下のとおり判示して審決を取り消しました。

本件拒絶査定と本件審決は、本願発明の「吸収剤」として異なる物質を認定したものであるところ、炭酸ナトリウム溶液又はアルコールアミン溶液と「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」とは、引用文献1において全く異なるプロセス及び目的で使用されており、同一のプロセスにおいて用いられる代替品や同等物といった関係にあるものではない。そうすると、「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」を吸収剤と認定して本願を拒絶することは原告に対する不意打ちとなるから、原告にその旨を通知して意見書の提出及び補正の機会を与えるのが相当であって、「査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合」(特許法159条2項)に該当するというべきである。そして、補正の機会を与えないという上記手続違背は、その性質上、本件審決の結論に影響を及ぼすものと解される。したがって、本件審判手続には、特許法159条2項、50条に違反する違法があり、この点は本件審決を取り消すべき事由に当たると認められる。

被告の反論に対しては、①同じ実施例に基づく発明であっても「吸収剤」に相当するものとして炭酸ナトリウム溶液等とした発明と「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」とした発明とは発明の構成が異なるから、同じ引用発明を用いた判断とはいえないこと、②拒絶理由通知書の記載からすれば原告としては炭酸ナトリウム溶液等が「吸収剤」に相当すると認定されたものと理解するのが自然であり、「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」が「吸収剤」に相当すると認定されることを予期し得なかったとしても無理はないことを理由に、いずれも排斥しました。

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 コメント

特許法159条2項、50条は、拒絶査定不服審判において「査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合」には、審判請求人に対し改めて拒絶理由を通知して意見書提出及び補正の機会を与えなければならないと定めています。これは、審査段階で示されなかった拒絶理由に基づいて直ちに請求不成立の審決を行うことは審判請求人にとって不意打ちとなるため、手続保障の観点から設けられた規定です。

本件では、同一引用文献の同一実施例を参照しながらも、「吸収剤」に相当するとして認定された物質が拒絶査定と審決とで異なっており、かつ両者は同引用文献中で異なるプロセス及び目的で使用されているものであったことが「不意打ち」の決め手となりました。

特許法159条2項、50条の手続違背の有無をめぐる先行裁判例は相当数存在しますが、審決取消訴訟における取消事由との関係において、手続違背の取消事由を検討するにあたって参考になるものと思い、ご紹介した次第です。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

商標

商標法4条1項7号に定める「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当すると判断した事例



横山 寧花

PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(2部)令和8年7月27日判決(令和8年(行ケ)第10008号)裁判所ウェブサイト
〔Alphacool事件〕

1 事案の概要

本件は、「Alphacool」の欧文字を標準文字で表して成り、第9類の区分に属する「コンピュータ周辺機器」等を指定商品とする登録商標(「本件商標」)について、被告(Y)が商標登録無効審判請求を行ったところ、無効審決(「本件審決」)がなされたため、本件商標の商標権者である原告(X)が本件審決の取消しを求めて訴訟提起した事案です。

本件では、本件商標が商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するかが争点となりました。

以下では、本件審決と本件訴訟におけるXの主張の概要を簡潔に説明した上で、裁判所の判断をご紹介します。

2 本件審決の判断

本件審決は、本件引用商標が、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、Y商品を表示するものとして需要者の間に一定程度知られており、本件商標と本件引用商標は、称呼を共通にし、外観も近似することから、互いに類似すると判断しました。

また、Xが、令和元年10月13日から令和6年8月6日までの間に、本件商標を含む80件の商標登録出願(「X出願」)を行っており、その多くが造語から成り、かつ他人の使用する商標と同一又は類似するものであったこと等から、Xは、他人の使用する商標を意図的に集めて大量に登録出願し、その一環として本件商標に登録出願したと判断しました。

その上で、本件審決は、本件商標の登録出願は、Yによる本件引用商標の使用を妨害し、又はその信用等に便乗す

るものであり、その出願経緯に社会的相当性を欠くとして、本件商標は商標法4条1項7号に該当すると判断しました。

3 Xの主張

これに対し、Xは、平成24年頃、広く使用され汎用性の高い「Alpha」の語と「Cool」の語を組み合わせて、独自に「Alphacool」という造語を創作し、コンピュータ周辺機器等について使用を開始したと主張しました。また、本件引用商標には周知性がなく、仮にXが外国企業であるYの存在を認識し得たとしても、本件商標が広く使用され汎用性の高い語を組み合わせたものであることを踏まえると、Xが本件引用商標を模倣し、Yのブランドの信用等に便乗する目的で本件商標を採択したと推認することはできないと主張しました。

さらに、Xは、X出願のうち、登録異議の申立てによる取消決定又は無効審判による無効審決が確定した件数は僅少であり、X出願の経緯から本件商標の登録出願の経緯の悪性を判断することは、他事を考慮し、Xの属性をもって本件商標を無効とするものであって不合理であると主張しました。

加えて、X出願の大部分は本件商標の登録出願後になされたものであり、それらの事実から、遡及的に本件商標の登録出願時におけるXの主観的意図を推認することには論理的な飛躍があると主張しました。

4 裁判所の判断

裁判所は、まず、Yが平成28年頃から日本国内においてもインターネットを通じてY商品を販売し、相当程度の売上高を上げていたこと等を考慮し、本件引用商標は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、Y商品を表示

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければと存じます。

するものとして、需要者の間に少なくとも一定程度は知られていたと認定しました。また、裁判所は、本件商標と本件引用商標について、いずれも特定の観念を生じず、観念において比較することはできないものの、「アルファクール」との称呼を共通にし、外観においても近似することから、類似する商標であると判断しました。

その上で、裁判所は、商標法4条1項7号の該当性に関し、①本件引用商標が需要者の間に一定程度知られていたこと、②Xが本件商標の設定登録後、本件商標に係る商標掲載公報の発行日から2か月以内に、Y商品の日本における販売代理店に対し、本件引用商標の使用中止等を求める通知書を差し出していたこと、及び③Xが本件商標の登録出願前からコンピュータ周辺機器等について本件商標を使用していたと主張していたことを踏まえると、「原告において、被告が被告商品を表示するものとして本件引用商標を使用していることを知らなかったというのは不自然というべき」とであると判断しました。

そして、これらの事情にX出願の状況も併せて考慮し、裁判所は、「原告は、被告が被告商品を表示するものとして本件引用商標を使用していることを認識しながら、被告による本件引用商標の使用を妨害し、あるいは、本件引用商標の信用等に乗じる目的で、殊更に本件商標の登録出願をしたものと推認され」と判断しました。

なお、Xは、平成24年頃から本件商標を使用していたと主張しましたが、本件商標の登録出願時に特許庁へ提出した事情説明書には、本件商標について「令和3年5月から使用中」と記載されていたことから、裁判所はXの提出した証拠を採用せず、Xが平成24年頃から本件商標を使用していたことを認めるに足りる証拠はないと判断しました。

以上から、裁判所は、本件商標について、「その登録出願の経緯に照らし、社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないもの」として、「公の秩序又は善良の風俗を害

するおそれがある商標」に該当すると判断し、Xの請求を棄却しました。

5 コメント

本件で裁判所は、他人が使用する商標と類似する商標について、当該他人による商標の使用を妨害し、又はその信用等に乗じる目的で殊更に登録出願したと認められる場合には、その出願経緯に社会的相当性を欠くものとして、商標法4条1項7号に該当し得るとの判断を示しました。

本件は、本件引用商標は、需要者の間に「広く認識されていた」とまでは認定されず、「一定程度知られていた」ととどまるものの、Xによる他の商標登録出願の状況や、登録後の警告行為等のX出願の状況等を総合することにより、商標法4条1項7号の該当性が認められた点に特徴があります。

本判決は、本件引用商標の周知性の程度、Xの本件商標の登録後の権利行使及びXによる他の商標登録出願の状況等を具体的に認定した上で、商標法4条1項7号の該当性が認められた事例として、実務上参考になるものと思い、紹介させていただいた次第です。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

輸入販売業者の過失が認定された事例

大阪地裁(21部)令和8年7月30日判決(令和7年(ワ)第3737号)裁判所ウェブサイト
〔足袋型ソックス事件〕



松本 健男

PROFILE [はこちら](#)

1 事案の概要

本件は、テキスタイルデザイン(「本件各著作物」)の著作権を譲り受けたXが、ECモールのAmazon内のストア(「Yサイト」)で足袋型ソックス(「Y商品」)を販売していたYを被告として提起した著作権侵害差止等請求事件です。

裁判所の認定事実によれば、Yは、令和5年10月頃、Y商品を含む衣料品等を中国の企業が運営するECサイトにおいて購入し、同月下旬頃に日本に輸入し、同年11月頃からYサイトにおいて出品・販売していました。そして、Xが、令和6年3月5日付けで、Yに対し、YによるY商品を含む衣料品等の販売がXに対する不正競争行為や商標権侵害行為に該当する旨の警告書を送付したところ、Yは、同月8日以降、Y商品を含む衣料品等の販売を中止し、同年4月頃、在庫商品を中国の企業に返品したとされています。

裁判所は、YがY商品を輸入した行為は、本件各著作物の翻案権を侵害する行為とみなされる(著作権法113条1項1号、27条)こと、YサイトにおいてY商品を販売した行為は翻案権の譲渡による公衆への提供として本件各著作物の譲渡権を侵害する行為であること、及び、Y商品の写真画像をYサイトに掲載した行為は本件各著作物の公衆送信権を侵害する行為に該当することを判示し、Y商品の譲渡等の差止め及びY商品の廃棄を認め、12万5050円の限度で損害賠償請求を認容しました。

以下では、裁判所の判断のうち、Yの過失を認定した部分の判示をご紹介します。

2 裁判所の判断

➤ Yは、Y商品の輸入、販売、Yサイトへの掲載行為が本件各著作物の著作権を侵害することについて、Yに故意や過失はない旨主張する。この点、Yは、自ら侵害物品を製

造したわけではなく、故意に著作権侵害行為に及んだことを認めるに足りる証拠がないことは確かである。

➤ しかしながら、一般に、衣料品等を輸入して販売することを業として行う者は、輸入する商品が他者の著作権を侵害するか否かについて注意を払うべきであるところ、本件では、インターネットの画像検索を行えば、Y商品と表現としての本質的な特徴が一致する本件各著作物が存在することを確認することもできたのであるから、著作権侵害について、Yの過失は否定できないというべきである。

3 結語

裁判所は、「一般に、衣料品等を輸入して販売することを業として行う者は、輸入する商品が他者の著作権を侵害するか否かについて注意を払うべきである」と述べた上で、本件においては「インターネットの画像検索を行えば、Y商品と表現としての本質的な特徴が一致する本件各著作物が存在することを確認することもできた」ことを摘示して、著作権侵害についてYの過失は否定できないと判示しています。

本判決は、あくまでもインターネットの画像検索を行えば本件各著作物の存在を確認できた等の本件の具体的事情を前提としたものではありませんが、衣料品等の輸入販売を行う事業者が著作権法との関係でどのようなクリアランス調査を行うべきかを検討する上で一つの参考となるものと考え、ご紹介する次第です。もっとも、本判決は、インターネットの画像検索を行っていれば過失が否定されると判示したものではありませんので、この点には注意が必要です。

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【本件各著作物の画像】

1. 本件著作物1「鹿」



2. 本件著作物2「ねこ」



3. 本件著作物3「菊日和」



4. 本件著作物4「根菜」



【Y商品の画像】

(1) 被告商品1 (甲9)



(4) 被告商品3 (甲10)



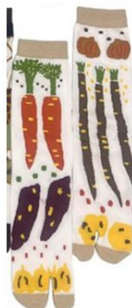
(2) 被告商品2-1 (甲9)



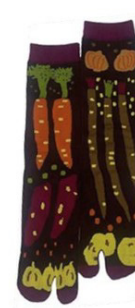
(3) 被告商品2-2 (甲9)



(5) 被告商品4-1 (甲11)



(6) 被告商品4-2 (甲11)

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。